

国立公園におけるグランピング促進事業（補助事業）に係る Q&A

2020.05 作成

環境省自然環境局国立公園課
一般財団法人環境イノベーション情報機構

Q1. 他の補助事業との併用は可能ですか？

A1. 他の国の補助事業との併用はできません。補助の裏負担分（補助金以外の自己資金）は申請者側でご用意いただく必要があります。なお、地方公共団体等の補助事業との併用は可能です。

Q2. 補助事業での成果を活用して得られた利益を補助事業の裏負担分として計上することは可能ですか？

A2. 可能です。

Q3. 補助事業の成果を活用して利益が得られた場合の取扱いはどうすれば良いのですか？

A3. 利益の一部を国立公園の景観保全等良好な自然環境の保全に資する取り組みに活用いただくことや来年度以降の事業に活用いただくことが望まれます。なお、相当な利益が生じた場合、利益の額・交付率に応じて国庫に返納いただく場合があります。

Q4. 補助事業対象が「民間事業者」「地域協議会等」となっているが、それ以外の者は補助金を申請できないのですか？

A4. 地方公共団体やNPO等も申請可能です。

Q5. 事業対象メニューについて、すべての事業を実施しなければならないのですか？

A5. すべての事業を実施する必要はなく、各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいで構いません。

Q6. 国立公園の区域外で実施するものについても補助対象になりますか？

A6. 宿泊又はアクティビティのどちらか片方を国立公園の区域内で実施する場合は補助対象になります。

Q7. 国立公園内でグランピングを実施する場合、公園事業者でなくても行えますか？

A7. 公園事業者でなくても実施可能です。ただし、テント等工作物の設置や広告物の掲出等を行う場合、事前に自然公園法に基づく許可申請や届出が必要です。実施場所や内容の適否及び手続きに関する相談のため、時間の余裕をもって所管の自然保護官事務所等にご連絡ください。

Q8. ファムトリップ等を実施する場合に借り上げる土地や建物の借料は補助対象になりますか？

A8. 補助対象になります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、予め所有者等の許可等を得る必要があります。

Q9. キャッシュレス化を行う場合に留意すべき点は何ですか？

A9. 利用者、特に外国人利用者にとって利便性の高いものとしてください。

Q10. 1つの申請に複数地域（又は複数国立公園）での実施内容を盛り込むことは可能ですか？

A10. 可能です。

Q11. 備品の購入はどのような場合に認められますか？

A11. テント等、グランピングの実施のために継続的に必要な備品については、原則としてレンタルでの対応をお願いいたします。ただし、事業目的の達成に必要と認められるものであって、レンタルでの対応が困難なものであれば、購入は可能です。なお、交付要綱第7条の十に基づき、取得財産等管理台帳の整備、補助事業の期間終了後も含めた目的外使用の禁止等の制限がかかります。

Q12. 補助事業の交付額の上限、下限はありますか？

A12. 補助金交付額の上限、下限は設定していません。公募の結果、予算

枠の上限に達した場合にはその枠内で交付額の調整を行うこととなります。

Q13. 事業の繰り越しは可能ですか？

A13. 原則として今年度の事業として完了が可能な範囲で申請いただくようお願いいたします。不測の事態が発生した（例えば、コロナウィルスの感染拡大の影響が予想以上に長引いた等）と認められる場合は、個別の協議を経て、繰り越しが可能です。

Q14. 人件費、雑役務費、資材購入費等の割合の上限はありますか？

A14. 事業目的の達成に必要と認められれば、各経費の割合の上限はありません。